

鹿児島県警察保護対策実施要綱の改正について（概要）

（令和6年5月13日 鹿組対第929号）

本通達は、暴力団等から危害を受けるおそれのある保護対象者の保護対策に関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 目的
- 定義
- 基本的配意事項
- 保護対策の体制
- 保護対策の実施
- 広域にわたる保護対策の実施等

等である。

令和6年5月、匿名・流動型犯罪グループなど組織犯罪の観点から治安対策上の脅威となっている集団からの保護対策に対応するため、旧要綱を改正したものである。